

○白山市地域賑わいづくり宿泊補助金交付要綱

平成21年6月25日

告示第157号

改正 平成22年7月30日告示第183号の2

平成27年3月24日告示第80号

平成28年2月5日告示第44号

平成28年10月12日告示第261号

平成29年3月24日告示第96号

令和2年3月31日告示第139号

令和5年3月31日告示第140号

(趣旨)

第1条 この告示は、交流人口の増加による地域の賑わいを創出するため、学会、大会、修学旅行及び合宿（以下「学会等」という。）に伴う宿泊に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学会 学術研究団体（学者又は研究者により構成される団体で、学術研究の向上発展を図ることを目的とするもの）が主体となって開催する学術研究の発表及び討論のための集会その他これに類するものをいう。

(2) 大会 スポーツの競技会、文化活動の発表会等をいう。

(3) 修学旅行 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校（以下「学校等」という。）の学校行事として行われる研修旅行（宿泊を伴うものに限る。）をいう。

(4) 合宿 次に掲げる団体がスポーツ、文化活動の練習等のために、宿泊施設に宿泊して行うものをいう。

ア 学校等の生徒又は学生で構成する部、クラブその他の団体

イ スポーツ、文化等に係る協会に所属する団体

ウ 企業で組織する部、クラブその他の団体

(補助対象となる学会等)

第3条 補助の対象となる学会は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 参加対象地域が石川県、富山県、福井県及び他の都道府県にわたるものであること。

(2) 開催時間が延べ4時間以上設定されていること。

(3) 市外に住所を有する参加者が、開催日の前日、当日又は翌日に市内の宿泊施設に延べ15泊以上宿泊すること。

2 補助の対象となる大会は、前項第2号及び第3号に該当する大会とする。

3 補助の対象となる修学旅行は、市外の学校等が行うものとする。

4 補助の対象となる合宿は、活動時間が延べ4時間以上設定されているもので、かつ、市外に住所を有する参加者が活動日の前日、当日又は翌日に市内の宿泊施設に延べ15泊以上宿泊するものとする。

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する学会等に参加した者の属する団体とする。

(補助対象費用)

第5条 補助の対象となる費用は、学会等の参加者(大会又は合宿にあつては、2人を限度に引率者を含む。)のうち市外に住所を有する者が市内のホテル、旅館その他の宿泊施設(白山室堂、白山雷鳥荘、白山南竜山荘、白山ろく少年自然の家、吉野谷セミナーハウス、白山青年の家、松任青少年宿泊研修センター、バンガロー、ログハウス及びキャンプ場を除く。)の宿泊に要した費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1人1泊1,000円とし、10万円(修学旅行にあつては、20万円)を限度とする。

(適用除外)

第7条 市長は、学会等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 営利を目的とするものである場合
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするものである場合
- (3) 白山市文化スポーツイベント開催宿泊奨励事業補助金の交付を受けている場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

(補助の回数)

第8条 一の団体に対する学会、大会及び合宿に係る補助は、同一年度における補助額の合計が第6条に規定する限度額の範囲内である限り、これを複数回行うことができる。

2 修学旅行は、一つの団体に対する補助の回数は同一年度において1回とする。

(申請書等)

第9条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 地域賑わいづくり宿泊補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 規則第5条に規定する補助事業変更等承認申請書(規則様式第2号)
- (3) 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書(規則様式第3号)

- (4) 地域賑わいづくり宿泊補助事業実績報告書（様式第2号）
- (5) 規則第13条に規定する補助金交付確定通知書（規則様式第6号）
- (6) 規則第15条に規定する補助金請求書（規則様式第7号）

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。

（白山市大学合宿等誘致補助金交付要綱の廃止）

- 2 白山市大学合宿等誘致補助金交付要綱（平成18年白山市告示第203号）は、廃止する。

附 則（平成22年7月30日告示第183号の2）

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日告示第80号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月5日告示第44号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月12日告示第261号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日告示第96号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第139号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

（表）

地域賑わいづくり宿泊補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）白山市長

（申請者）
所在地
団体名
代表者名
電話番号

年度において、次のとおり地域賑わいづくり宿泊補助金交付事業を実施したいので、補助金 円を交付されたく、白山市補助金交付規則及び白山市地域賑わいづくり宿泊補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分

（単位：円）

区分	事業費	負担区分		
		補助金	自己資金	その他
宿泊料				
費				
費				
合計				

4 事業計画の概要

- (1) 宿泊施設名
- (2) 参加人数 人 うち対象者（市外居住者） 人
- (3) 延べ宿泊数 泊

5 実施期間

年 月 日～ 年 月 日（泊日）

(裏)

6 収支予算

(単位：円)

収入の部		支出の部	
白山市補助金		宿泊料	
自己資金		その他	
合 計		合 計	

7 補助金交付申請額

区分	補助金の額 (A)	参加者のうち市外居住者の延べ宿泊日数 (B)
学会、大会、合宿	1人1泊1,000円	
修学旅行	1人1泊1,000円	
補助金交付申請額 (A×B)		円

8 添付書類

- (1) 宿泊者の住所地について、市町村毎に人数を確認できる書類
- (2) 実施を予定する日程及び行程表

様式第2号（第9条関係）

（表）

地域賑わいづくり宿泊補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 白山市長

（申請者）
所在地
団体名
代表者名
電話番号

年 月 日付け白山市指令 第 号により補助金交付決定の通知があった地域賑わいづくり宿泊補助事業を次のとおり実施したので、白山市補助金交付規則及び白山市地域賑わいづくり宿泊補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて報告いたします。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分

（単位：円）

区分	事業費	負担区分		
		補助金	自己資金	その他
宿泊料				
費				
費				
合計				

4 事業実績の概要

- (1) 宿泊施設名
- (2) 参加人数 人 うち対象者（市外居住者） 人
- (3) 延べ宿泊数 泊

5 実施期間

年 月 日～ 年 月 日（泊日）

(裏)

6 収支決算 (単位：円)

収入の部		支出の部	
白山市補助金		宿泊料	
自己資金		その他	
合 計		合 計	

7 活動場所 ※学会、大会、合宿のみ記載

8 添付書類 ※修学旅行は(1)～(3)のみ

- (1) 宿泊日、宿泊単価及び人数を確認できる領収書の写し及び明細
- (2) 宿泊者の住所地について、市町村毎に人数を確認できる書類
- (3) 行程表
- (4) 学会、試合、練習の様子が確認できる写真又は結果表

様式第1号 (第9条関係)

様式第2号 (第9条関係)